

戦前の広島県における看護婦養成の足跡

— 94歳の元看護婦が受けた教育を手がかりに —

呉大学大学院看護学研究科修士課程

迫田 千加子, 田村 和恵

呉大学大学院看護学研究科

佐々木 秀美

論文要旨 大正時代に発刊された『看護学教科書』を保有する94歳の元看護婦と出会ったことを手がかりに、戦前の広島県における看護婦養成の足跡を看護婦規則と関連させながら検証した。明治以降、医学の進歩と共に病院の整備が進み、それに伴い各地で看護婦の養成が始まった。広島県は、軍制基盤都市として栄え、全国に先駆けて、1893年（明治26年）日本赤十字社広島支部が看護婦養成を始め、1904年（明治37年）には呉海軍共済組合病院で看護婦養成が開始された。1915年（大正4年）国として初めての看護婦規則が制定され、無資格者による看護が規制された。そのことによって看護婦不足が生じ、東京看護婦学校などの簡易教育所による教育が隆盛した。広島県でも看護婦規則制定に伴い、看護婦不足が起き、講習会や簡易の看護教育でそれを補った。元看護婦が受けた教育は開業医で働きながら学ぶ方法であり、東京看護婦学校と類似した簡易教育であった。

キーワード：広島県、戦前の看護婦養成、看護婦規則、簡易教育所

■ はじめに

看護婦の教育はナイチンゲール方式を取り入れたわが国の輝かしいばかりの時期とその政策上の問題から、今日、准看護師の養成につながったのではないと思われるような苦難の時期とがある。佐々木秀美はその著『歴史にみるわが国の看護教育—その光と影—』¹⁾のなかで、明治期以降、ナイチンゲール方式を採用したとされるわが国の4つの看護婦教育所を中心に歴史的検証・検討を加えた。その一つ東京慈恵医院看護婦教育所の卒業生は、“慈恵看護団”を設立し派出看護をしていたが、その多くは上流社会への派遣が主であった。桜井看護婦養成所の鈴木まさ²⁾や大関ちか³⁾は看護婦会を設立し民間への派出看護をしながら、無資格者による業務制限を訴えていた。しかし、東京慈恵医院看護婦教育所でもそうであるが、派出看護婦を担わない看護婦達の多くは卒業した病院に止まるケースが多かった。又、戦前にその

業績を拡大した日本赤十字社看護婦養成所の卒業生たちも従軍以外には日本赤十字社病院で通常業務に当たるか宮中への派出看護を担っていた。自己の経済力のみで看護婦を養成する力のない民間の病院においては、やはり、無資格者を使うところが多く、その役割を果たしていたのが明治初期以来の派出看護婦会であった。看護歴史研究会は派出看護に頼っていた頃のわが国の看護を『派出看護の歴史』⁴⁾としてまとめており、歴史研究に多くの示唆を与える。

日清・日露戦争後、伝染病が流行した事による看護婦の需要と、“医制”以降、医学教育が確立し、病院数が全国的に増加、明治の中期に設立された600にちかい官公私立病院数は1915年（大正4年）には2,693に増加した⁵⁾。この伝染病の流行と病院数の増加は看護婦の高需要につながり派出看護婦会や医師会などが看護婦教育開始の要因になった。1897年（明治30年）には赤痢が大流行し、大日本私立衛生会も速成看護婦の養成を開始した⁶⁾。

連絡・抜刷請求先

さこだ ちかこ

〒737-0004 呉市阿賀南2-10-3 呉大学看護学部

大日本私立衛生会というのは医師を中心に1883年(明治16年)に設立され、主として国民の保健・医療に対する知識啓蒙に関する活動を行いつつ、行政面にも働きかけていた。1897年(明治30年)代の同会設立の看護婦養成所については平尾真智子が調査・報告している⁷⁾。

このたび、井口乗海著⁸⁾『看護學教科書』上巻・下巻 資料1を保有していた94歳の元看護婦(以降A女史とする。)とインタビューする機会を得た。彼女は昭和五年四月廿三日に広島縣看護婦試験合格證 資料2を取得している。A女史はこの著書で看護婦教育を受けたと述べている。A女史保有の著書は『資料にみる日本看護教育史』⁹⁾にも報告されているが、東京看護婦学校が1923年(大正12年)に看護の教育用に出版した教科書である。同書の序言には「私は東京看護婦学校に於いて看護婦教育に従ふこと既に数年、学校は年々隆盛に赴き、今や生徒は教室に溢れんとしつつある有様、講義を黒板に書いて筆記せしむることが困難になってきたので、事情止むを得ずして此講本を印刷に附した次第である。」と書いている¹⁰⁾。つまり、井口乗海は東京看護婦学校の教員であったことが考えられる。東京看護婦学校は派出看護婦会が独自に養成を行っていた養成所である。東京看護婦学校では教員として病院長、警視庁防疫課長、大学助教授・講師、日赤看護婦などが看護婦の教育にあたった¹¹⁾。そこで、A女史の教育を実施した養成所は東京看護婦学校に象徴されるような派出看護婦会が行っていた看護婦養成所なのではないかと考えられ、それは広島県における看護婦教育の歴史であるとも考えられる。『資料に見る日本看護教育史』の中で平尾真智子は戦前の看護婦養成所について微細にまとめて報告している。その中には広島県の看護婦養成所についても報告している。現在報告されているこれらの看護婦養成所のいずれかが彼女が教育を受けた養成所であると考えられるが、又、調査過程において新たに養成所が存在していた可能性もあり非常に興味深い。さらに彼女が保有していた教科書によってその教育内容が明らかになると考えられる。そこで本研究ではA女史の受けた看護婦教育を手がかりにしながら戦前の広島県下における看護婦養成の足跡について検証し、わが国の看護婦規則制定との関連も含めながら検討を加える。

■ 広島県における看護婦養成のあゆみ

1. 軍制基盤都市としての看護婦養成の始まり

1871年(明治4年)廃藩置県が実施された年に、新しい軍制で全国4鎮台のひとつとして広島城内に鎮西鎮台第一分営が置かれた。後に広島鎮台となり、中国、四国の全域を管轄するようになった。1889年(明治22年)には5ヶ年に及んだ宇品港が完成し、1894年(明治27年)には山陽鉄道が広島まで開通した。この年には日清戦争が始まり、広島城に大本営が移され、臨時帝国議会が開かれた。広島と宇品を結ぶ軍用鉄道が、昼夜をあげての突貫工事で2週間余りでつくられ、宇品港から多くの兵士が出征した。「富国」の要となる産業発展の基盤が、鉄道と港の完成によって整備されると同時に、「強兵」の色彩を強める軍事拠点となった。このように広島は、明治中期から軍事都市化し、大本営地としても全国で特色ある地域として、国防に大きな役割を果たした。そして、西中国における陸軍の最大基幹病院の所在地であり軍民医療問題も発生していた¹²⁾。その意味で戦前の国防に大きな役割を果たしており、高名な軍医たちも来広している。

1894年(明治27年)、石黒忠恵¹³⁾は明治天皇に随行して来広し、野戦衛生長官の要職についた。彼は1890年(明治23年)に開設された日本赤十字社看護婦養成所の開設に関わった人物の一人であり、看護婦教育には非常に関心を持っていた。日清戦争ではコレラによる全国患者数は55,144名、死者は40,154名と猛威を振るっていた。広島県下でも図1で示したように伝染病が多く発生していた。そこで、彼は後藤新平¹⁴⁾を広島県に呼び寄せ、宇品に検疫所及び病院を開設した。既に東京において日本赤十字社看護婦養成所を開始していた石黒忠恵は広島予防病院に看護婦採用の提唱を行った。当時の陸軍当局の見解としては「日本と欧米とでは風俗習慣が異なり、立派な戦功をたてた名誉の傷病者が、女性の看護を受け、万一、何か風紀上の悪評でも立ったら、折角の名誉を傷つけるおそれがある。」¹⁵⁾との主張が強かった。石黒忠恵は「傷病兵が重体になった時はこれを婦人の柔かき手で看護するのなければ親切な用意周到の看護は出来ない。そこで戦時に軍隊医事衛生の援助を主眼とする日本赤十字社においてこれを養成し、戦時にこれを使用することとし、世が進むと平時にも重病者には看護婦を付けるようにする。」¹⁶⁾

と述べ、日本赤十字社看護婦養成所の設立に貢献した人物である。彼の説得によって陸軍当局が納得をし、看護婦の養成が開始されるようになった。

現段階で検証できた広島県下における戦前の看護婦養成を表1に示した。

広島県においては、最初の看護婦養成は、1893年（明治26年）に日本赤十字社広島支部看護婦養成規則を定め、全国支部に先駆けて広島博愛病院内に看護婦養成所を開設している¹⁷⁾。卒業後は、戦時または事変に際し10年間の応召義務があった。

1904年（明治37年）に日露戦争が勃発した。そのため、博愛病院における看護婦養成が困難になった。そこで呉鎮守府司令長官の承認を得て、同年開設した呉海軍工廠職工共済会病院に6年間委託養成した。その後、1913年（大正2年）日本赤十字社広島支部が修業年限3年の看護婦養成（救護員養成所）を開始した¹⁸⁾。この養成は病院を持たないため、県立病院と広島衛生病院で実習をしていた。第2回の入学から大阪と愛媛の支部病院に養成を委託した。1939年（昭和14年）広島支部病院設立に伴い救護看護婦生徒養成を開始

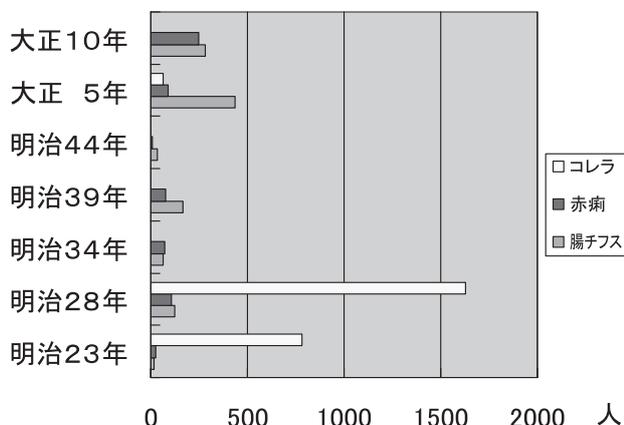


図1 広島市の伝染病患者数

(広島市編：広島市史 第2巻, 1922年より研究者ら作成)

表1 広島県における戦前の看護婦養成

設立年月日	修業年限	名称	住所
1893年(明治26年)	10ヶ月	日本赤十字社広島支部看護婦養成所	広島市下中町 広島博愛病院
1898年(明治31年)	10ヶ月	看護人(男性)養成	広島衛生病院
1899年(明治32年)	1年	広島病院で見習看護婦養成	広島市
1901年(明治34年)	30~60日	安芸郡医会看護婦講習会	呉郡役所 海田尋常小学校
1902年(明治35年)	1年	私立看護婦養成	広島市下中町
1903年(明治36年)		賀茂郡速成看護婦養成所	賀茂郡
1904年(明治37年)	3年	呉海軍工廠職工共済会病院看護婦講習所	呉市二河川東河畔
1905年(明治38年)		呉産婆看護婦養成所	呉市
1913年(大正2年)	3年	日本赤十字社広島支部救護員養成所	広島市
1916年(大正5年)	2年	広島県看護婦養成所	広島市
	2年	広島県指定職工同済病院看護婦講習所	呉市
1917年(大正6年)		尾道市医師会附属看護婦産婆養成所	尾道市
1923年(大正12年)		呉産婆看護婦学校	呉市
1928年(昭和3年)		江藤病院で看護婦養成	広島市小町
1929年(昭和4年)	6ヶ月	広島看護婦学校	広島市三川町
1930年(昭和5年)		尾道医師会付属看護婦学校	尾道市久保町
1931年(昭和6年)		福山市医師会付属看護婦学校	福山市
	2年	私立愛仁看護婦学校	広島市観音町
1932年(昭和7年)	2年	呉看護婦学校	呉市神田町
1935年(昭和10年)		広島市医師会付属看護婦学校	広島市
1937年(昭和12年)	2年	三原医師会付属三原看護婦学校	三原市本町
	2年	広海軍共済組合病院看護婦養成所	賀茂郡広村
1939年(昭和14年)	2年	傷痍軍人広島療養所付属看護婦養成所	賀茂郡
	3年	日赤広島支部病院救護看護婦生徒養成所	広島市千田町
1941年(昭和16年)	2年	広島県立看護婦養成所	広島市水主町
1942年(昭和17年)		広島鉄道病院看護婦養成所	広島市
1944年(昭和19年)		広島県立第一高等女学校	広島市下中町
		広島市立高等女学校	広島市舟入町
		比治山高等女学校	広島市
		呉市立高等女学校	呉市
		広島県立吉田高等女学校	高田郡吉田町

(日本赤十字社看護婦同方会広島県支部編：広島赤十字看護専門学校50年史, p.11-15, 1990年
広島県衛生部編：看護のあゆみ 第1号, p.6-7, 1969年より研究者ら作成)

している¹⁹⁾。また、日清戦争で救護員の大幅な欠員を補充するために、すでに看護婦の資格をもつ一般看護婦を対象に、3ヵ月間の赤十字教育を行う補備教育を1945年(昭和20年)まで行っている。さらに深刻な看護婦不足のため乙種救護看護婦養成を開始したが、終戦のため第1回生64名のみで終了している。

呉は1889年(明治22年)に呉鎮守府が開庁されて以来、海軍の町として栄えた歴史を持っており、戦艦大和などの竣工に関わっている。精神医学界で多大な功績を残した呉秀三²⁰⁾も広島県出身者で構成された芸備医学会を1897年(明治30年)創設、広島県医学界に貢献している。

1904年(明治37年)には呉海軍共済組合病院に看護婦の養成が始まった²¹⁾。呉海軍共済組合病院の看護部長として赴任したのは慈恵看護婦教育所の卒業生である。恐らく彼女たちは看護婦の教育にも関与したであろう。内務省が調査した1901年(明治34年)当時の看護婦数は38名である²²⁾。以上の2校は日本赤十字社看護婦養成所及び慈恵医院付属看護婦教育所の流れを汲んでいた事から、正規の看護婦養成所であり、看護婦規則による検定試験適用外の養成所であったと思われる。先述した内務省調査結果では広島県では速成看護婦の数は記述されていない。しかし、それ以降、簡易教育による速成看護婦の養成が急がれた。

2. 簡易看護婦養成の開始

広島県では先述したように速成看護婦の養成がなされている。

1899年(明治32年)広島病院見習看護婦規定を定め、修業年限1年の看護婦養成を開始した。この養成所は、半期ごとに入所生を受け入れて、給費生と私費生を設けている²³⁾。

1901~1902年(明治34~35年)開業医によって広島県安芸郡医会看護婦講習会が開始されている。設立には郡会が補助金を出し、受講生には郡長推薦と篤志の者があった。期間は30~60日程度で、講習は毎日午後3時間行われた。会場は呉郡役所や海田尋常小学校内で実施された。講師には医師三刀格と日赤看護婦二宮政野があたった²⁴⁾。

1902年(明治35年)広島市下中町に修業年限1年(前期6ヵ月は学科、後期6ヶ月は実地看護法)の私立看護婦養成所が設置された。第1回入学者は12名、講師は二宮政野と大政スエ子の二人であった。この入所式で教頭の今井亥三松が「広島

県下にはわずか38人の看護婦がいるだけで、一般に多くは看護学の素養無き者で病床日誌さえ書けない品性劣等素行修まらないものが世に歓迎されるため種々の弊害を生んでいるので広島県にも看護婦取締規則の施行を熱望している。』²⁵⁾と述べている。

1903年(明治36年)には地方公共団体による賀茂郡促成看護婦養成所が設立された²⁶⁾。

1905年(明治38年)呉産婆看護婦養成所が設立された。その後1923年(大正12年)呉産婆看護婦学校と改称し、1932年(昭和7年)に呉看護婦学校(修業年限本科2年、別科1年)と呉産婆学校(修業年限1年)に分離した²⁷⁾。

1915年(大正4年)国として初めての看護婦規則が制定された。その制定を受けて広島県では県令看護婦規則施行細則を定め、看護婦は試験を受けて合格したる者に免許を与え、業務に従事中は清潔なる白色の被服を着用し、左襟又は左肋に規定の徽章をつけるように定めている。翌年看護婦養成規則を定め、県立広島病院に修業年限2年の広島県看護婦養成所が設立された。講習生を甲乙種に分けて、甲種には毎月手当金を給与した²⁸⁾。

1928年(昭和3年)広島市小町で江藤病院が附設の看護婦養成を開始する²⁹⁾。

1929年(昭和4年)広島市三川町に太田看護婦会、広島看護婦会、関西看護婦会の3人が共同して広島看護婦学校を設立して、広島県知事指定を受けている。A女史は、広島看護婦学校の1期生で6ヵ月の看護婦教育を受けて、1930年(昭和5年)に広島県看護婦試験合格証を手に入れている。その後、1943年(昭和18年)には広島市医師会看護婦学校に合併され、広島県医師会看護婦学校に改められた³⁰⁾。

医師会によって設立された看護婦養成所として、1930年(昭和5年)尾道医師会付属看護婦学校、1931年(昭和6年)福山市医師会付属看護婦学校、1935年(昭和10年)広島市医師会付属看護婦学校、1937年(昭和12年)三原医師会付属看護婦学校が設立されている³¹⁾。

広島市観音町の私立愛仁看護婦学校は、1931年(昭和6年)に指定校になっている。これは瀬戸物屋を営む久保田百松が大正7~8年に流行したスペイン風邪で死亡者が続出した時、病人の世話は教育を受けた者でないとできないと感じ、私財を投じて設立したのである³²⁾。

1941年(昭和16年)には地方衛生会の広島県立

看護婦養成所が設立された³³⁾。この年に看護婦規則が改正され、年齢資格が18歳から17歳に、1944年（昭和19年）には16歳に引き下げられた。さらに、戦時特例が設けられ、看護の学術を1年以上学んだもの、または女子中学校を卒業し、地方長官がこれと同等以上の学力があると認めた者が、6ヵ月以上の学術を修業すれば看護婦試験の受験資格が与えられた。

広島県はさらに高等女学校に看護科の設置を奨励し、1944年（昭和19年）に広島県立第一高等女学校、広島市立高等女学校、比治山高等女学校、呉市立高等女学校、広島県立吉田高等女学校を指定した³⁴⁾。しかし、原爆投下により、広島市内の看護婦養成所は全焼、呉市も戦災をこうむり自然消滅の形で養成が廃止された。

■ わが国最初の看護婦規則

先述した看護婦規則の設立の経緯について述べる。東京慈恵医院看護婦教育所の卒業生は、“慈恵看護団”を設立し派出看護をしていたが、その多くは上流社会への派遣が主であった。鈴木まさや大関ちからが看護婦会を設立し民間への派出看護をしながら、無資格者による業務制限を訴えていた。大関ちからはこの看護婦規則について以下のような論述をしている。「明治28～29年に伝染病大流行し、看病婦の数より需要者の数が多くなりまして、未熟の看病婦がでるのみか素養なき者が看病婦の名稱の許にたつよふになり、³⁵⁾ 誠心誠意患者のためを思って看護をする者の迷惑になった。そこで看護婦養成所の開設と看病婦取締り規則の発布をしてほしいことを後藤衛生局長に申請した。この申請に対し後藤衛生局長は、看護婦の問題より医学界の問題の方が先であるから、3年間くらい待つようにと返事をしたようである。そこで大関ちからは時を空しくするに忍びず、講習生を養う一方、他方では看護婦矯風会を組織し、幾分なりとも国民の意識改善に奮闘努力をしたと述べている。彼女たちは1896年（明治29年）、日清戦争後の社会の要望に答えて東京看護婦養成所を開き、看護婦の養成に着手した。しかし、彼女達の思いとは違い、彼女たちが東京看護婦養成所による看護婦養成のモデルを示したことによってその後、この方法が全国的に広がった。

東京府では1900年（明治33年）に看護婦規則を制定し無資格者の業務制限を加えた。平尾真智子

の調査によれば、最初に“看護人免許ナキ者取締ノ件”発令されたのは静岡県であり、それは1895年（明治28年）であった。次は京都府であるが、要望書程度に止まっている。いずれも無資格の看護婦が、患者の世話をするにはあまりにも技術不足があるとの指摘からなされたものである。東京府看護婦規則制定後、1902年（明治35年）には静岡県、鳥取県他7県が看護婦規則を制定しており、以降、1914年（大正3年）までに東京府を含め全部で29県が看護婦規則を制定しているが、平尾真智子の調査報告には広島県における看護婦規則の痕跡はない。大関ちからは1900年（明治33年）の府令看護婦規則の発布について一安心しながらも尚、「看病婦取締規則は発布せられ無免状の者は斯界に容れられぬ様になりました。これにて無責任者の往行を止め一安心いたしました。扱て此試験が前述の三徳を備えて居りますや否、これまた不安の點でありました。学技の點に於ては充分の試験も出来ませうが、看病婦に最も必要なる精神の試験をせられませぬ故に、これまた半身を備ふる看病婦と申さねばなりません。勿論精神の善悪は天性によるものでありますが、教育の力またあづかりて大³⁶⁾」であると述べている。彼女の言う三徳とは文中に彼女自身が述べている忠実、信愛、忍耐などの精神上の徳と容姿・健康の徳、言行の徳を言うのであろう。大関ちからはいかに技術が出来ても器械的に、同情も愛もなく働くのでは患者に満足を与えることは出来ない。逆に愛や同情があっても技術が低ければ役には立たない。容姿などの天性のものは教育の力を以ってしても変えられないが、その他の徳は教育によって矯正することが出来ると述べている。

日清戦争後の看護婦への憧れを持つ若い女性達をターゲットに、看護婦の高需要をまかなうべく画策がなされたのである。たくさん農村の子女達が看護婦会に所属し、働きながら学ぶ徒弟制度方式によって看護婦の免許を取り、看護婦会を通じて開業医に派遣されるようになった。さらに開業医においても、見習い看護婦を採用し、同様の教育方法によって看護婦の資格を認定させ、年季奉公させる仕組みが出来上がっていったのである。こうした事から、地方においてもその弊害が問われ、看護婦規則の必要性が叫ばれた³⁷⁾。

以上のような状況下の1915年（大正4年）、無免許を厳しく取り締まるために国としてはじめて“看護婦規則”が制定された。この“看護婦規則”

制定に関して東京日々新聞は、同年3月7日付けで全文を掲載してアピールしている。新聞報道によれば“看護婦規則”制定の目的は、従来、各県まちまちに規定されていた看護婦規則の不便さ、例えば、東京府で取得した看護婦免許が大阪府では通用しないといったような事を是正するためのものであるとしている。広島県では独自に看護婦規則を制定していなかったから、この突然の国による看護婦規則制定は相当、面食らったであろう。

現在の“保健婦助産婦看護婦法”からみると至極シンプルではあるが、当時としては最低必要要件であったろう。規則第一条には「本令ニ於イテ看護婦ト称スルハ公衆ノ需ニ応シ傷病者又ハ褥婦看護ノ業務ヲ為スヲ請フ」と規定され、看護の業務が国家的に明確化された。それによれば看護婦とは公衆の求めに応じ、傷病者もしくは褥婦の看護を行う役割である。看護婦規則に見られる“褥婦”とは分娩終了後、母体が正常に回復するまでの期間（およそ6週間）における婦人のことをいう。従って、看護婦は産褥看護と傷病者の看護がその役割であり、健康の保持・増進といった保健活動は適用されない。

第二条に「看護婦タラムトスル者ハ十八年以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ地方長官（東京府ニ於イテハ警視總監以下之ニ倣フ）ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス」とあり、「看護婦試験ニ合格シタル者」と「地方長官ノ指定シタル学校又ハ講習所ヲ卒業シタル者」が看護婦の業務を行えると規定された。更に第三条に「精神病者、伝染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許ヲ与ヘサルモノトス」と規定され、第四条「看護婦試験ハ地方長官之ヲ施行ス」とされ、その内容は、「人体ノ構造乃主要器官ノ機能、看護方法、衛生及伝染病大意、消毒方法、繃帯術及治療機械取扱法大意、救急処置」である。

第五条に「一年以上看護ノ學術ヲ修業シタル者ニアラサレハ看護婦試験ヲ受クルコトヲ得ス」と規定された。この時期の看護婦の資格試験は検定試験であり、病院での実務があれば独学で看護婦になることができた。その上、この検定試験は地方長官の指定した学校を卒業したものは受ける必要がなかった。

第六条には「看護婦ハ主治医師ノ指示アリタル場合ノ外被看護者ニ対シ治療機器ヲ使用シ又ハ薬品ヲ授与シ若ハ之カ指示ヲ為スコトヲ得ス但臨時救急ノ手当ハ此ノ限ニ存ラス」と規定された。こ

の内容から考えると患者の治療及びその機器を使用するときは、医師の指示が必要であるがしかし、緊急の際はこの限りではないということになる。これらは現在でも通じていることである。診断や治療は医師の権限でなされるものであり、看護婦の業務外である。がしかし、医師と看護婦が協力して実施しなければ患者の生命を救うことはできない。その実施に際しての判断は看護婦が責任を持ってなさなければならないことであろう。

以上、十二条からなる規則である。附則には本規則施行前に与えられた免許証は全て、同一であると見なされることということに加え、地方長官は、第二条の資格を有せざる者に対し、当分の内その履歴を審査し、看護の業務を免許し、准看護婦免状を下付することを得。准看護婦及び男子たる看護人に対しては、本令の規定を準用するということが述べられている³⁸⁾。

又この規則の附則に、「准看護婦及び男子タル看護人ニ対シテハ本令ノ規則ヲ準用ス」と規定され18歳以下の者に准看護婦という名称が使われている。ここで述べられている准看護婦とは今でいう准看護婦の事を言っているのではない。看護婦規則第二条に看護婦の資格が規定されているが、当時、既に18歳以下のものが看護婦として資格を有していた。しかし、この規則では18歳以上と規定された為に、それ以下の看護婦は暫定的に履歴を審査し、准看護婦の免許を与えるというものである。この准看護婦の定義がある程度の経験を有し、履歴審査によって准看護婦の免許を与えるというものであるならば、経験という名の見習い制度であり、これが後に乙種看護婦という名称に変わったとしても不思議ではない。

■ “私立看護婦学校看護婦講習所指定標準”にみる教育の内容

“看護婦規則”の制定にともなって“私立看護婦学校看護婦講習所指定標準の件”という内務省訓令が、1914年（大正4年）8月28日に出された。これによって看護婦教育所及び教育課程の基準が示された。その第一条には「看護婦規則第二条第二号ノ指定ヲ為スベキ私立看護婦学校又ハ講習所ハ左ノ各号ニ該当シソノ管理及維持ノ方法確實ニシテソノ成績良好ト認ムルモノニ限ル」と規定され、その第一項には、「生徒ノ定員ニ対シ実習ニ必要ナル病院並相当ナル校舍、器具、器械ノ

設備アルコト」と規定された。つまり、私立看護婦学校又講習所は管理方法がしっかりしていることが認可の条件であり、実習に必要な病院を有することが規定された。その背景には、私立病院の経営する看護婦養成所が急増するなかで、設備も不十分なものが目立ちはじめたこと、派出看護婦会の養成所にも名目だけのものがあった。

次に「寄宿生ニ対シ相当ナ寄宿ノ設ケアルコト」と規定され、寄宿舎制度は必須条件とされた。

第三項には必修学科目が規定され、「修身、人体ノ構造及主要器官ノ機能、看護法、衛生及伝染病大意、消毒方法、繃帯術及治療機械取扱法大意、救急処置」を教授することが規定された。しかし、時間数については規定されていない。

第四項「生徒ノ入学資格ハ高等小学校卒業若ハ高等女学校二年以上ノ課程ヲ修業シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルコト」

第五項「修業年限ハ学説、実習ヲ通シテ二年以上ナルコト」

第六項「主要ナル学科ハ適当ト認ムル医師ヲシテ担当セシムルコト」

第七項「学則所定ノ授業時数ヲ受ケザルコト三分ノ一以上ニ及ブ生徒ハ進級若ハ卒業セシメザルコト」と規定された。

以上、規則第一条に述べられている様に、看護婦学校の基準は教育年限2年、入学資格は高等小学校卒または高等女学校卒とされた。たとえ二年であっても入学資格が高等女学校2年以上の課程修了者を求めたのはこの改定がはじめてである。第一条六項には主要学科は医師によって教育される事が義務づけられた。学科目は修身、人体の構造及主要器官の機能、看護法、衛生及伝染病大意、消毒方法、包帯術及治療機械取扱法大意、救急処置の七科目であり、時間数は記載されていない。さらに実習時間の規定はない。おそらく、修業年限が2年間に規定された学科目を教授し、残りの時間はすべて見習い制度という方式で病院に勤務していたのであろう。第七項には学習評価基準として欠席時間数が三分の一を越えるものは進級できないと規定された。

■ 看護婦の簡易教育所の出現

看護婦についていえば病院数の増加は派出看護婦の需要の増加につながった。その上、看護婦規則制定によって従来、無資格者によって成されて

いた看護婦が有資格者に限定され、需要と供給のアンバランスという問題が生じた。広島県でもそれは同様であり、酒井シズの報告によれば1915年(大正4年)には私立の病院は12であるが、1938年(昭和13年)には公立の病院が3、私立の病院数は70に増えている³⁹⁾。

看護婦の供給については東京慈恵医院看護婦教育所の卒業生は主にその財政支援組織である上流社会への派出看護婦、日本赤十字社看護婦養成所の卒業生は陸軍の看護婦として従軍するかであった。その他に開設された看護婦養成所にしても、その付属病院の看護婦確保の為の教育機関にすぎなかった。いずれにしても看護婦は卒業をした病院に止まる事が多かった。その為、一般の開業医に就職する看護婦の不足が起きた。従って、養成所を持たない病院では別個に看護婦を養成する機運が高まった。こうした目的で1915年(大正6年)に開設されたのが“東京看護婦学校”である。つまり、病院所属の正規の看護婦養成所、派出看護婦会所属の速成看護婦養成所のコースが出来上がったことになる。1924年(大正15年)には看護婦会所属の派出看護婦の人数が13,051人に増加、病院所属の看護婦数11,150人を上回ったと看護史研究会著の『派出看護婦の歴史』⁴⁰⁾に記録されている。

正規の看護婦教育所は入学に対し厳しい適性チェックを行い、教育期間も長く、しかも一定の枠の中からはみ出さないでいた。少なくともこの教育方法は当時としては必要条件であったと思うが、経済的に困難であった地方の、しかも看護婦になりたい子女にとっては高根の花であった。この簡易教育方法は働きながら給料が貰える。しかも教育期間が短くて看護婦の資格が取れる。たとえば、一段と教育水準は格下げではあっても看護婦になりたいと思っている多くの女性達、あるいは開業医にとっても派出看護婦界にとっても有益であると考えられたのであろう。経済的苦境に立たされたわが国の社会状況の中で、簡易看護婦教育所は必然的に生み出され、隆盛を極めた。A女史も日赤は高値の鼻であったことから簡易教育に頼ったと述べている。そうした簡易教育のスタイルが後に乙種看護婦養成に繋がり、後の「早い、安い、便利」⁴¹⁾に表現される准看護婦養成所に繋がったのではないかと考える。

■ 私立看護婦学校看護婦講習所指定標準と東京看護婦学校と広島看護婦学校の教育方法との比較

先述したように“看護婦規則”の制定にともなって“私立看護婦学校看護婦講習所指定標準の件”という内務省訓令が、1915年（大正4年）8月28日に出された。養成所を持たない病院では開業医へ派遣する看護婦を別個に養成する目的で、1917年（大正6年）に開設されたのが“東京看護婦学校”である。この学校の教育方法は短期教育を受けた後、検定試験に合格したものが看護婦の免許を取得するといったものである。

広島看護婦学校で教育を受けたと証言しているA女史は大正元年、農家に7人兄弟の3女として生まれ、高等小学校卒業後16歳で、広島市堀川町（当時堀川町は医者町と言われ5～6人の開業医がいたと言う）にある開業医に見習いとして2年間住み込み18歳のとき、広島看護婦学校に入学した。授業時間は午後から3時間、井口乗海の「看護学教科書」で看護婦教育を6ヶ月受けた。生徒は40人くらいの人数で、講師は、医師と創設者の看護婦、助産婦が担当していたと証言している。そして検定試験を受け1930年（昭和5年）4月23日看護婦試験合格証を手に入れている。

私立看護婦学校看護婦講習所指定標準に沿った東京看護婦学校と広島看護婦学校の教育方法であ

るかの比較を表2に示した。

東京看護婦学校、広島看護婦学校は私立看護婦学校看護婦講習所指定標準の入学資格・必修学科・講師は適合していたが、修業年限は学説6ヶ月のみであり実習の実態はなく、派出看護婦会や看護婦会に所属し働いていることから現場で働きながら学ぶ徒弟制度方式を採用することによって実践教育を省略したのかも知れない。

全国的に看護婦の資格を統一するための「看護婦規則」であったが、一方では私立看護婦学校看護婦講習所指定標準の件”という内務省訓令を出さなければならなかったことが看護教育の向上を妨げる要因になり、教育レベルの格差が広がったといえる。

■ おわりに

今回、井口乗海著『看護学教科書』を保有していた94歳の元看護婦が受けた看護教育を手がかりにしながら、わが国の看護婦規則制定との関連から広島県における戦前の看護婦養成の足跡を振り返った。そこには軍需がもたらした繁栄の影で戦争によって引き起こされた傷病や、猛威を振るった伝染病対策から生じた看護婦不足を解消するため、軍の正規の看護婦養成をしていた施設と簡易教育の存在があったことが分かった。広島県における看護婦教育も政治・経済・教育・衛生などの

表2 私立看護婦学校看護婦講習所 指定標準と東京看護婦学校と広島看護婦学校の教育方法との比較

	私立看護婦学校看護婦講習所 指定標準	東京看護婦学校	広島看護婦学校
入学資格	高等小学校卒業 高等女学校二年以上ノ課程ヲ修業シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル	高等小学校卒業	高等小学校卒業
修業年限	学説、実習ヲ通シテ二年以上ナルコト	6ヶ月、派出看護婦会に所属しながら各病院に派出され、現場で働きながら学ぶ	6ヶ月、開業医に住み込みで働き午後から3時間講義を受けた
必修学科	修身、人体ノ構造及主要器官ノ機能、看護法、衛生及伝染病大意、消毒方法、包帯術及治療器械取扱法大意、救急処置	修身、伝染病学、細菌学、寄生虫病学、衛生学、一般看護法、消毒方法、治療介輔、解剖生理学、医療器械、救急処置、外科的介輔、包帯学、	修身、伝染病学、細菌学、寄生虫病学、衛生学、一般看護法、消毒方法、治療介輔、解剖生理学、医療器械、救急療法、外科的介輔、包帯学、
講師	主要ナル学科ハ適当ト認ムル医師	校長：元東京帝国大学教授（二木謙三） 警視庁防疫課長（井口乗海） 日赤看護婦（安田シン）	医師（伝染病学・消毒法：細川、衛生学：広藤、治療介輔：久保、包帯学：佐々木） 看護婦（産婆学：太田、白井）

（看護史研究会；派出看護婦の歴史， p202-203， 勁草書房， 1983年，
広島県衛生部編；看護のあゆみ 第1号， p7， 1969年より研究者ら作成）

社会情勢を反映し、実に様々な教育形態によって苦難の時代を経てきた歴史であるとわかった。わが国の看護婦養成の120年の歴史から、その様々な教育形態が今日でも世界に類を見ない17通りの

看護婦養成コースとなっている。今日までの看護歴史を学ぶなかで、これからの発展的な看護教育のあり方を考えていきたい。

注

- 1) 佐々木秀美著；歴史にみるわが国の看護教育—その光と影—，青山社，2005年。
- 2) 鈴木まさ（1857-1940）；静岡県士族加藤信盛の長女として生まれた。横浜のフェリス・セミー（現在のフェリス女学校）に学んだ。夫は西南の役に大隊長として活躍した鈴木良光陸軍歩兵少佐であったが、仙台の陸軍病院で病死した。夫の死後、桜井女学校付属看護婦養成所に入学。卒業後は東京帝国大学医学部附属医科大学第一医院の内科婦長として勤務した。
- 3) 大関ちか（1858-1932）；下野国黒羽（現在の栃木県那須郡黒羽町）の国家老大関弾右衛門の次女として生まれる。明治維新で城主が自害した後、苦境に立たされ帰農した。一度結婚するが、夫への不信から離婚した。その後に植村正直（1858-1925）牧師と知り合い、牧師の勧めによって桜井女学校付属看護婦養成所に入学した。
- 4) 看護史研究会著；派出看護の歴史，勁草書房，1983年。
- 5) 看護史研究会著；看護学生のための日本看護史，医学書院，p.95，1996年。
- 6) 同前掲書，p.87
- 7) 平尾真智子著；資料に見る日本看護教育史，看護の科学社，p.20，2001年。
- 8) 井口乗海（1883-1914）；衛生学者。極貧の家に生まれ苦学して小学校訓導となり，日露戦争に陸軍看護卒として従軍したことから，医学を志し「医術開業試験」に合格する。その後警視庁防疫課長，同細菌研究所長，を務め東京府の伝染病対策に貢献した。東京看護婦学校講師を務め「看護学校教科書」上下巻を出版し，看護教育にも力を注いだ。
- 9) 平尾真智子著；資料に見る日本看護教育史，看護の科学社，p.163，2001年。
- 10) 井口乗海；看護学教科書，文光堂，p.1，1921年。
- 11) 平尾真智子著；資料に見る日本看護教育史，看護の科学社，p.35，2001年。
- 12) 江川義夫著；広島県医人伝，p.55，1989年
- 13) 石黒忠恵（1845-1936）；医学者。陸軍軍医。（1879年明治12年）東京大学医学部総理事心得となり，次いで陸軍軍医監，軍医本部長としてわが国の軍医制度の創設に尽力した。1920年（大正9年），子爵になり，枢密院顧問官，日本赤十字社社長となった。
- 14) 後藤新平（1857-1929）；医師，政治家。1882年（明治15年）板垣退助が暴漢に襲われたとき治療をしたことで有名。後藤衛生局長というのはおそらく後藤新平のことであろう。彼は1883年（明治16年），内務省御用掛となり，ドイツに留学，帰国後，内務省衛生局長になった。1893年（明治26年）には現職を解任されている。
- 15) 江川義夫著；広島県医人伝，p.60，1989年
- 16) 石黒忠恵著；懐旧90年，岩波書店，p.279-280，1983年。
- 17) 日本赤十字社広島県支部編集；日本赤十字社広島県支部百年史 資料編，p.25，1991年。
- 18) 広島県支部史編集委員会；あしあと 日本看護協会看護婦部会広島県支部史，p.145，1977年。
- 19) 広島赤十字看護専門学校；閉校記念誌 愛のともしび，p.24-26，2002年。
- 20) 呉秀三（1865-1932）；明治期から昭和期にかけての精神病学。江戸青山に生まれたが父は広島藩医。1890年（明治23年）に東京帝国大学卒業。同大学で助手として勤めたが，1896年（明治29年），医科大学助教授となる。1897年（明治30年）榊俣の突然の死亡により，当時助教授であった彼は文部省の命令で欧州に留学した。1901年（明治34年）帰国後，直ちに東京帝国大学医学部精神病学教室を主宰，同時に巣鴨病院の医長に就任（東京都衛生行政史には院長とかかかれているが松沢病院90年史には医長とかかかれている。），直ちに病院内の改革に着手した。

- 21) 国家公務員共済組合連合会呉共済病院看護専門学校編；八十年のあゆみ，1984年.
- 22) 看護史研究会；看護学生のための日本看護史，医学書院，1996年.
- 23) 亀山美知子著；近代日本史 IV看護婦と医師，ドメス出版，p.196，1997年.
- 24) 同前掲書，p.193
- 25) 同前掲書，p.194-195
- 26) 同前掲書，p.196
- 27) 呉市史第5巻，p.994
- 28) 広島市編集；広島市史第2巻，p.518，1922年.
- 29) 広島県衛生部編；看護のあゆみ，第1号，p.7，1969年.
- 30) 同前掲書，p.7
- 31) 同前掲書，p.7
- 32) 同前掲書，p.7
- 33) 河合藤子編著；水主町官有103番地が消えた日広島県病院看護婦たちの8月6日，家族社，p.4，1996年.
- 34) 広島県衛生部編；看護のあゆみ，第1号，p.7，1969年.
- 35) 大関ちか；看護婦界の困難，婦人新報，1909年（明治42年）2月25日付け
- 36) 同前掲書
- 37) 平尾真智子著；資料に見る日本看護教育史，看護の科学社，p.24，2001年.
- 38) 東京日日新聞，1915年（大正4年）3月7日付け
- 39) 酒井シズ；わが国の私立病院の歴史的展望，病院，33，(3)，p.25，1974年.
- 40) 看護史研究会著；派出看護の歴史，勁草書房，1983年.
- 41) 林千冬著；「戦後看護教育の検証」の証言，日本看護歴史学会誌，No.15，p.69，2001年.

資料1 井口乗海著「看護学教科書」



資料2 看護婦試験合格証

